

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第七号

#### 広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第十八条の三の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 総排気量（ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、作動室の単室容積にロータリー数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値をいう。以下この項において同じ。）が一リットル以下のもの の年額 二万九千五百円</p> <p>ロール（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>附則</p> <p>第十八条の三の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 総排気量が一リットル以下のもの の年額 二万九千五百円</p> <p>ロール（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p>

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県税条例附則第十八条の三の二の規定は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。